

いなべ市監査委員告示 第 12 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定に基づき、
平成22年度定期監査結果報告（保育園・保育所）を次のように公表する。

平成23年2月24日

いなべ市監査委員 羽 場 恭 博

いなべ市監査委員 位 田 まさ子

平成 2 2 年 度

定期 監 査 結 果 報 告 書
(保育園・保育所)

いなべ市監査委員

定期監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の対象

保育園、保育所全10園(所)に関する事務の執行や施設の管理が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、監査を実施した。

2 監査の実施日

平成23年2月4日 笠間第1保育園、笠間第2保育園、丹生川保育園
7日 阿下喜保育所、山郷保育所、十社保育所、
治田保育所
10日 員弁西保育園、員弁東保育園、ふじわら保育所

3 実施した監査手続き

各園(所)長から提出された資料及び提示のあった関係諸帳簿等の監査及び園舎の視察を実施した。

第2 監査の結果

監査の結果、保育園、保育所10園(所)に係る事務の執行等について、是正及び改善を要する事項並びに事務処理上の注意及び指導事項は次のとおりである。

1 是正及び改善を要する事項について

保育園、保育所10園(所)について、是正及び改善する箇所は見受けられなかった。

2 事務処理上の注意及び指導事項について

- (1) 発信簿及び公印使用簿が作成されていない園(所)があり、今後は作成されたい。
- (2) 給食材料の納品書に記載誤りがあるので、納品時の検品・納品書の内容確認、及び請求書においても納品書との照合等の内容確認をされたい。
- (3) 図書等の保管台帳を統一した様式により管理し、廃棄日の記入をされたい。

- (4) 財務会計システム上において、誤って作成した決議書が削除されていないため未払い金となっており、システム操作管理を徹底されたい。
- (5) 出張の際、出張命令簿及び復命書を確実に記載作成されたい。
- (6) 現金の取扱いについては、通帳と現金出納簿の両方で管理されたい。
- (7) 遊具等の保守点検は、今後も確実に実施し、安全確保に努められたい。
- (8) 緊急時の対応策については、園児の安全確保のため今後も引き続き訓練等を実施されたい。